

当組合が認める、『直接的必要経費』の判定一覧表

○：直接的必要経費として認める経費

×：直接的必要経費として認めない経費

△：条件（備考を参照）付で直接的必要経費として認める経費

※認定可否欄が○の経費は、原則、その裏づけとなる資料(領収証等)不要（必要に応じて求める場合あり）

※認定可否欄が△の経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」および裏づけ資料を提出する。

※収支内訳書・損益計算書等の経費欄の項目にない「経費」、「その他経費」は、『雑費』と同様に取り扱う。

※使用人を雇い(身内でも)給料を支払っているときは、事業運営者と判断し被扶養者とは認めない。

一般所得用		【確定申告・収支内訳書(一般用)、または所得税青色申告決算書・損益計算書(一般用)】
科目	認定可否	備 考
売上原価	○	
給料賃金	△	給与賃金が経費計上されている場合は、事業運営者と判断し被扶養者とは認めない。
外注工賃	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断する。
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	1.収支内訳書、決算書等の[自宅]と[事業所所在地]が同一の場合(無記入を含む)は、事業所・自宅の各負担分が明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認める。 2.貸主が親族の場合は、経費として認められない。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断する。
水道光熱費	△	収支内訳書、決算書等の[自宅]と[事業所所在地]が同一の場合(無記入を含む)は、事業所・自宅の各負担分が明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認める。
旅費交通費	△	旅費交通費の内、通勤に伴う費用は直接的必要経費として認めない。 事業内容・直接的必要経費申告書により判断する。
通信費	△	収支内訳書、決算書等の[自宅]と[事業所所在地]が同一の場合(無記入を含む)は、事業所・自宅の各負担分が明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認める。
広告宣伝費	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断する。
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	原則は認められないが、事業内容・修繕目的を確認したうえで判断する。 「直接的必要経費申告書」にて自己申告のこと。申告が無い場合は、全額認めることができない。
消耗品費	△	事業内容・修繕目的を確認したうえで判断する。 のこと。申告が無い場合は、全額認めることができない。
福利厚生費	×	
雑費	△	雑費は上記どの科目にも当てはまらないものであると解釈し、原則は認めない。 但し、その内容を判断できるエビデンス(※)を添付し「直接的必要経費申告書」にて自己申告された場合は、個別に認定可否を判断する。(※)支払日・購入物・支払者・支払先が明確な領収証などに限る

不動産所得用		【確定申告・収支内訳書(不動産所得用)または所得税青色申告決算書・損益計算書(不動産所得用)】
科目	認定可否	備考
給料賃金		給与賃金が経費計上されている場合は扶養認定しない
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書、決算書等の[自宅]と[事業所所在地]が同一の場合(無記入を含む)は、事業所・自宅の各負担分が明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認める。
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	原則は認められないが、事業内容・修繕目的を確認したうえで判断する。 「直接的必要経費申告書」にて自己申告のこと。申告が無い場合は、全額認めることができない。
雑費	△	雑費は上記どの科目にも当てはまらないものであると解釈し、原則は認めない。 但し、その内容を判断できるエビデンス(※)を添付し「直接的必要経費申告書」にて自己申告された場合は、個別に認定可否を判断する。(※)支払日・購入物・支払者・支払先が明確な領収証などに限る

農業所得用		【確定申告・収支内訳書(農業所得用)、または所得税青色申告決算書・損益計算書(農業所得用)】
科目	認定可否	備考
雇人費		雇人費が経費計上されている場合は扶養認定しない
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農業衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	△	原則は認められないが、事業内容・修繕目的を確認したうえで判断する。 「直接的必要経費申告書」にて自己申告のこと。申告が無い場合は、全額認めることができない。
動力光熱費	△	収支内訳書、決算書等の[自宅]と[事業所所在地]が同一の場合(無記入を含む)は、事業所・自宅の各負担分が明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認める。
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	△	雑費は上記どの科目にも当てはまらないものであると解釈し、原則は認めない。 但し、その内容を判断できるエビデンス(※)を添付し「直接的必要経費申告書」にて自己申告された場合は、個別に認定可否を判断する。 (※)支払日・購入物・支払者・支払先が明確な領収証などに限る
農作物以外の棚卸高	×	
経費から差引く 果樹牛馬等の育成費用	×	